

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目	次	ページ
条 例		
○北海道税条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	1
規 則		
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課)	5

条	例
北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成22年 3 月31日	北海道知事 高 橋 はるみ
北海道条例第29号	
北海道税条例の一部を改正する条例	
北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。	
第36条の2第1項中「締約国」の次に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。	
第36条の3第1項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。	
第42条の2第1項及び第42条の3第1項中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。	
附則第5条の4第1項第2号イ中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同号ウ中「及び」を「並びに」に、「から」を「及び第10条の2の2から」に改める。	
附則第6条の2中「平成21年度」を「平成22年度」に改める。	
附則第7条の2の4中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。	
附則第7条の4第5項中「附則第3条の2の27に規定する」を「で定める」に	

改める。

附則第7条の7を削る。

附則第8条の2の2第1項中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第8条の2の3の見出し中「等」を削り、同条第1項中「この条」の次に「から附則第8条の2の5まで」を加え、「、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り」を削り、「かかわらず」の次に「、当分の間」を加え、同条第2項中「若しくは第2号」を「、第2号若しくは第3号イ」に、「第10項」を「附則第8条の2の5第1項」に、「この条」を「この条及び附則第8条の2の5」に改め、同条第3項第1号中「車両総重量（以下この条）の次に「及び附則第8条の2の5」を加え、「第10項」を「第8項」に、「附則第4条の4第2項に規定する」を「で定める」に改め、同号ア中「この条」の次に「及び附則第8条の2の5第1項第1号」を加え、「附則第4条の4第3項に規定する」を「で定める」に改め、同号ウ中「この条」の次に「及び附則第8条の2の5」を加え、「附則第4条の4第4項に規定する」を「で定める」に改め、同項第2号中「第11項」を「附則第8条の2の5第2項」に改め、同条第4項中「附則第4条の4第5項に規定する」を「で定める」に改め、同条第5項中「附則第4条の4第6項に規定する」を「で定める」に改め、同項第1号中「総務省令附則第4条の4第7項に規定する」及び「同条第8項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第2号中「総務省令附則第4条の4第9項に規定する」及び「同条第10項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同条第6項中「附則第4条の4第11項に規定する」を「で定める」に改め、同条第7項中「附則第4条の4第12項に規定する」及び「附則第4条の4第13項に規定する」を「で定める」に改め、同項第1号中「附則第4条の4第14項に規定する」を「で定める」に改め、同号ア中「附則第4条の4第15項に規定する」を「で定める」に改め、同項第2号中「附則第4条の4第16項に規定する」を「で定める」に改め、同号ア中「附則第4条の4第17項に規定する」を「で定める」に改め、同条第8項中「、第10項又は第11項」を「又は附則第8条の2の5第1項若しくは第2項」に、「が平成22年3月31日」を「が平成22年8月31日（第2号に掲げる自動車にあっては、平成23年8月31日）」に改め、「第1号」の次に「又は第3号イ」を加え、「100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合

にあつては、100分の1)」を「100分の1」に、「100分の2を、第3号」を「100分の2（当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の1）を、第3号ア」に、「100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の0.5）」を「100分の0.5」に改め、同項第1号中「総務省令附則第4条の4第18項に規定する」及び「同条第19項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第2号中「総務省令附則第4条の4第20項に規定する」及び「同条第21項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、平成21年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

附則第8条の2の3第9項から第12項までを削る。

附則第8条の2の6中「平成30年3月31日までに第61条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第61条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第61条第6項の規定に該当するに至った場合における」を削り、「かかわらず」の次に「、当分の間」を加え、同条を附則第8条の2の8とし、同条の次に次の1条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

第8条の2の9 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第61条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第61条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第61条第6項の規定に該当

するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第61条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第61条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第61条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第8条の2の5第1項中「附則第12条の2の4第2項」を「附則第12条の2の7第2項」に改め、同条第2項中「附則第8条の2の5第1項各号」を「附則第8条の2の7第1項各号」に、「附則第12条の2の4第2項」を「附則第12条の2の7第2項」に、「附則第12条の2の4第3項」を「附則第12条の2の7第3項」に、「附則第12条の2の4第4項」を「附則第12条の2の7第4項」に改め、同条第3項の表中「附則第8条の2の5第3項」を「附則第8条の2の7第3項」に、「附則第8条の2の5第2項」を「附則第8条の2の7第2項」に、「附則第8条の2の5第1項」を「附則第8条の2の7第1項」に、「附則第12条の2の4第4項」を「附則第12条の2の7第4項」に改め、同条を附則第8条の2の7とする。

附則第8条の2の4を附則第8条の2の6とし、附則第8条の2の3の次に次の2条を加える。

（自動車取得税の免税点の特例）

第8条の2の4 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第51条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第8条の2の5 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種省エネルギー自動車の取得（附則第8条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第49条第1項の規定の適用については、

当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この項及び次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種省エネルギー自動車の取得（附則第8条の2の3第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

3 前2項の規定は、第53条又は第54条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第8条の3第1項中「平成20年度分及び平成21年度分」を「平成22年度分及び平成23年度分」に改める。

附則第8条の4第1項中「いう。第4項」を「いう。第3項及び第4項」に改

め、「(第3項において「電気自動車等」という。)」を削り、同項第1号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同項第2号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同条第3項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第64条第1項、第2項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車であつて、電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第

2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。)

- (4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの(次項及び第5項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

附則第8条の4第4項第2号ア中「道路運送車両法第40条第3号に規定する」、「(以下この号において「車両総重量」という。)」及び「同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第5条の2第4項に規定するもの(以下この号において「」を削り、「」という。)に適合し」を「に適合し」に、「同条第5項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同号イ中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第5条の2第6項に規定するもの(以下この号において「」及び「」という。)」を削り、「同条第7項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第3号中「附則第5条の2第8項に規定する」を「で定める」に改め、同条第5項中「100分の110」を「100分の115」に、「附則第5条の2第9項に規定するもの(第3項)」を「で定めるもの(前項)」に、「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成19年度分」を「平成22年度分」に改め、「、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り」を削り、同条第6項を削り、同条第7項中「第3項から前項まで」を「前3項」に改め、同項を同条第6項とする。

附則第12条第2項中「同項の」を「道民税に関する」に改め、同条第3項中「第

9条の6第1項」を「第9条の7第1項」に改める。

附 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項の改正規定、第36条の3第1項の改正規定(「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。)並びに第42条の2第1項及び第42条の3第1項の改正規定並びに附則第5条の4第1項第2号イの改正規定は、平成22年6月1日から施行する。
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第18条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。)第9条の6第1項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。
- 旧租税特別措置法第9条の6第1項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成22年12月31日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、この条例による改正前の北海道税条例(以下「旧条例」という。)附則第12条第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第9条の6第1項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則第51条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第9条の6第1項」とする。
- この条例による改正後の北海道税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の道民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。
- 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納

付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

6 施行日前の旧条例附則第7条の7に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

8 新条例附則第8条の2の7の規定は、施行日以後に新条例第61条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧条例第61条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に旧条例附則第8条の2の5第2項において読み替えて準用する旧条例第61条の11第1項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例附則第8条の2の7第2項において読み替えて準用する新条例第61条の11第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

10 この条例の施行の際現にされている旧条例附則第8条の2の5第2項において読み替えて準用する旧条例第61条の12第1項の規定による免税証の交付の申請は、新条例附則第8条の2の7第2項において読み替えて準用する新条例第61条の12第1項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

11 この条例の施行の際現に旧条例附則第8条の2の5第2項において読み替えて準用する旧条例第61条の12第6項の規定により交付を受けている免税証は、新条例附則第8条の2の7第2項において読み替えて準用する新条例第61条の12第6項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

12 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

規

則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第53号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第39条の2中「第53条第25項」を「第53条第20項」に改める。

第39条の3第1項中「第53条第45項及び第46項」を「第53条第40項及び第41項」に改める。

第39条の3の2中「第53条第47項」を「第53条第42項」に改める。

第49条の7第2項第5号中「（法附則第11条第6項の規定の適用を受けた場合にあっては、当該不動産の価格から同項に規定する額を控除した額）」を削る。

第58条の7第1項第1号の表に次のように加える。

肝臓機能障害	一級 二級 三級 四級
--------	-------------

第58条の7第1項第2号の表に次のように加える。

肝臓機能障害	特別項症 第一項症 第二項症 第三項症
--------	---------------------

第58条の7第3項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム

附則第19項中「車両購入費補助金」を「車両購入に係る補助金の交付」に改める。

附則第24項中「附則第8条の2の3第12項」を「附則第8条の2の5第3項」に改め、同項第1号中「附則第8条の2の3第10項又は第11項」を「附則第8条の2の5第1項又は第2項」に改める。

附則第25項中「附則第8条の2の3第12項」を「附則第8条の2の5第3項」に改める。

附則第30項中「第6項」を「第5項」に改める。

附則別記第4号様式末尾欄外注意1の事項中「準生活交通路線車両購入費補助金交付申請書及び準生活交通路線車両購入費補助金交付決定通知書」を「準生活交通路線に使用する車両の購入に係る補助金の交付申請書及び交付決定通知書」に改める。

別記第43号様式から別記第46号様式までの規定及び別記第48号様式中「☐」を削る。

別記第61号様式の2中

低車 燃特 費例	適 用	燃 費	変速装置	構 造
	1. 受 2. 否	km/l		
低車 公特 害例	1. 電気・天然ガス・メタノール 3. ハイブリッド自動車(その他) 5. その他 ()		2. ハイブリッド自動車(バス・トラック) 4. 排出ガス規制適合車(年規制)	

を

新規登録 （新車）	時限的 軽減措置	記載要領1を参照 ☐			
		低燃費車特例	燃費	変速装置	構造
上記以外	記載要領2 を参照 ☐	km/l	A・T・MT	A・B	記載要領4 を参照 ☐

に改め、同様式を同様式（表）とし、

同（表）の次に同様式（裏）として次のように加える。

（裏）

記載要領

1 「時限的軽減措置」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。

- (1) 電気・天然ガス自動車（非課税）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) プラグインハイブリッド自動車（非課税）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) ハイブリッド自動車（乗用車等）（非課税）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) ハイブリッド自動車（バス・トラック）（非課税）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 低排出ガスディーゼル乗用車（非課税）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 低排出ガス重量車基準適合車（1／4 税率）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (7) 17年排出ガス75パーセント低減かつ燃費＋25パーセント達成車（1／4 税率）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (8) 17年低排出ガス重量車基準適合車（1／2 税率）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (9) 17年排出ガス75パーセント低減かつ燃費＋15パーセント達成車（1／2 税率）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (10) 低排出ガス中量車基準適合車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1／4 税率）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A
- (11) 17年排出ガス75パーセント低減かつ燃費基準達成車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1／4 税率）・・・・・・・・・・・・・ B
- (12) 17年排出ガス50パーセント低減かつ燃費基準達成車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1／2 税率）・・・・・・・・・・・・・ C

2 「低燃費車特例」の欄には、法附則第12条の2の5第1項又は第2項の規定の適用を受けようとするか否かについて、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

- (1) 受（17年排出ガス75パーセント低減かつ燃費＋25パーセント達成車、30万円控除）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 受（17年排出ガス75パーセント低減かつ燃費＋15パーセント達成車、15万円控除）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 受（17年排出ガス75パーセント低減かつ燃費基準達成車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）、30万円控除）・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 受（17年排出ガス50パーセント低減かつ燃費基準達成車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）、15万円控除）・・・・・・・・・・・・・ 5

3 「17年排出ガス75パーセント低減かつ燃費＋25パーセント達成車（1／4 税率）」、「17年排出ガス75パーセント低減かつ燃費＋15パーセント達成車（1／2 税率）」、「17年排出ガス75パーセント低減かつ燃費基準達成車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1／4 税率）」若しくは「17年排出ガス50パーセント低減かつ燃費基準達成車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック（1／2 税率）」として「時限的軽減措置」の適用を受ける場合又は「低燃費車特例」の適用を受けようとする場合は、「燃費」の欄に必要事項を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「変速装置」及び「構造」の各欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、次の要件のいずれにも該当する場合には「A」を、「A」以外の場合には「B」を選択すること。

- (1) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
- (2) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- (3) 運転室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。）であること。

- 4 「低公害車特例」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- | | |
|---|---|
| (1) 電気・天然ガス自動車（2.7パーセント控除） | 1 |
| (2) プラグインハイブリッド自動車（2.4パーセント控除） | 2 |
| (3) ハイブリッド自動車（乗用車等）（1.6パーセント控除） | 3 |
| (4) ハイブリッド自動車（バス・トラック）（2.7パーセント控除） | 4 |
| (5) 低排出ガス重量車基準適合車（2.0パーセント・1.0パーセント控除） | 5 |
| (6) 低排出ガスディーゼル乗用車（0.5パーセント控除） | 6 |
| (7) 低排出ガス中量車基準適合車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（1.0パーセント控除） | 7 |

別記第70号様式その1（表）中「級の」を「級」に、

「障害区分
(A～M)」を「障害区分」に改める。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第39条の2、第39条の3第1項及び第39条の3の2の改正規定は、平成22年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第49条の7第2項第5号の規定は、この規則の施行の日以後の同号に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 改正後の規則第58条の7第3項の規定は、平成18年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税及び平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税及び平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

